

土木工事特記仕様書（令和8年6月1日以降適用）

（土木共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島市土木工事共通仕様書 令和6年8月」（令和6年8月1日 徳島市告示第276号）に基づき実施しなければならない。なお、「徳島市土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあたっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島市土木工事共通仕様書 令和6年8月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（施工計画書）

1-1-1-5 施工計画書

1.一般事項

受注者は、当初請負金額が500万円以上の工事及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、当初請負金額が5000万円未満の一般的な工法による工事や維持工事、災害応急工事においては、監督員との協議により記載内容の一部を省略し、簡易版とすることができる。

表1 施工計画書の記載内容と一部簡素化の基準

記載項目	内 容	施工計画書の適用	
		標準版	簡易版
1 工事概要	工事名、河川及び路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容 等 ※変更施工計画書では省略可	○	○
2 計画工程表	ネットワーク、バーチャート等で作成 ※工事着工時提出の工程表と同じでも良い	○	△(※3)
3 現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	○	○
4 施工方法 (※2)	主要工種毎の作業フロー、施工方法、主要機械、仮設備計画（現場事務所、仮設足場、山留設備 等）、工事用地計画（作業エリア・資材置場、搬入路 等）	○	—(※1)
5 施工管理計画	工程計画（実施工程の手法・管理方法） 品質管理（品質管理計画表） 写真管理（写真管理表） 出来形管理（出来形管理表） 段階確認（段階確認・立会計画表） 品質証明（社内検査計画表・管理基準・要領）	○	△(※3)
6 安全管理 (安全訓練等の活動計画書)	安全衛生管理計画・組織表 安全活動・安全訓練計画 等 有資格者・作業主任者一覧表	○	○
7 緊急時の体制及び対応	事故又は災害時の緊急事態発生時連絡系統図 等	○	○
8 環境対策	大気汚染・水質汚濁、振動・騒音対策 等	○	—(※1)
9 現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、熱中症対策 等	○	—(※1)

10 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設廃棄物処分計画書、建設廃棄物処分調書、建設発生土搬出調書 等	○	○
11 その他 (※4)	契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの。	○	○

※1 監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載すること。

※2 施工方法については、当該工事における「主要な工種」等を標準とし、附帯する工種等は不要とする。ただし、特殊な工法の採用や現場環境などの特別な条件下により通常の施工方法では施工不可能である場合は、省略することはできない。

※3 維持工事については、表中の△印内容の記載を省略することができる。ただし、監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載すること。

※4 監督員がその他の項目について補足を求めた場合は、記載するものとする。

- ・設計図書に指定された機械（騒音振動、排ガス規制等）
- ・工事に使用する機械のうち指定機械以外の主要なもの
- ・工事に使用する指定資材及び主要な資材（生コンクリートやアスファルト、鉄筋材等）のうち品質証明方法及び材料確認時期等
- ・その他官公庁等への申請手続き及び地元対策内容等について特記すべき事項

（現場代理人及び主任技術者等）

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (2) 受注者は、請負代金額が200万円未満の場合で、監督員が認めたときは、着手予定日までに選任通知書を提出すればよいものとする。ただし、着手予定日については、監督員と協議の上決定しなければならない。
- (3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。
 - ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提出を求めることができるものとする。
 - ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。
- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
 - ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者1名増員し、専任させなければならない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の配置技術者選任（変更）通知書」を、契約締結前に契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明者または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を契約締結前に契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書

を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第3条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第4条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（交通誘導警備員等）

第5条 交通誘導警備員とは警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては次に掲げる延人数を見込んでいる。警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

- イ 交通誘導警備員A 延人数： 人
- ロ 交通誘導警備員B 延人数： 120人

（建設発生土の仮置き場）

第6条 本工事から発生する建設発生土については、一部を現場内利用するものとし、以下のとおり、現場外に仮置き場を設け、時期調整を行うことを予定している。ただし、受注者自らが仮置き場を確保できる場合は、この限りでない。

- イ 仮置き場：○○○○○
- ロ 仮置き条件：仮置き先が定める仮置き条件を確認すること。

なお、受注者は仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。

（建設発生土の搬出）

第7条 本工事の現場内再利用を除く建設発生土について、次に掲げる場所へ搬出することを予定している。受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、適切な処理が可能であるか確認すること。なお、受入先との協議により、受入先を変更する必要がある場合は、監督員と別途協議すること。

- 一 建設発生土
 - イ 受入場所：○○○○○
 - ロ 受入時間帯：受入先が定める時間帯。
 - ハ 受入条件：受入先が定める受入条件を確認すること。

- 2 搬出に際しては関係法令を遵守し、受注者の責任において適正に処理するものとする。

- 3 他工事現場との調整が整った場合は、搬出先を変更することがある。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第8条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「建設現場の遠隔臨場の試行工事【受注者希望型】」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を準用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「情報共有システム活用試行工事【受注者希望型】」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、別に定める「徳島市情報共有システム活用試行要領」を適用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

徳島市情報共有システム活用試行要領

徳島市HP : <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/350100a20170427.html>

（ウィークリースタンス）

第10条 本工事は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事を施工する）の対象工事であり、以下の取組内容による。

- (1) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。
 - (2) 月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。
 - (3) 金曜日（連休前）に依頼しない。
 - (4) 打合せ開始前に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
 - (5) 業務時間終了間際及び業務時間外の打合せは行わない。
 - (6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
 - (7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
 - (8) その他
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。その他の項目については、受発注者間の協議により決定する。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に“ウィークリースタンス推進チェックシートに整理の上、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、定例打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、工事の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（週休2日確保工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「週休2日確保工事（発注者指定型）」であり、別に定める「徳島市週休2日確保工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事の経費の負担については、実施要領第9条第1項（1）による。
- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

徳島市週休2日確保モデル工事实施要領

徳島市HP : <https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/350100a20170407.html>

（再生利用のための建設副産物の搬出）

第12条 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

なお、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

- 2 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- 一 コンクリート塊
 - イ 受入場所：榊折口組
 - ロ 受入時間帯：8：00～17：00
 - ハ 受入条件：
 - 二 アスファルト・コンクリート塊
 - イ 受入場所：榊折口組
 - ロ 受入時間帯：8：00～17：00

- ハ 受入条件：
- 三 建設発生木材
- イ 受入場所：
- ロ 受入時間帯：
- ハ 受入条件：
- 四 汚泥
- イ 受入場所：
- ロ 受入時間帯：
- ハ 受入条件：
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議すること。
- 4 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

（ICT活用工事【受注者希望型】）

- 第13条** 受注者は、本工事においてICT活用工事（土工）、ICT活用工事（土工1000m3未満）、ICT活用工事（小規模土工）、ICT活用工事（舗装工）、ICT活用工事（地盤改良工）、ICT活用工事（作業土工（床掘））、ICT活用工事（付帯構造物設置工）、ICT活用工事（法面工）、ICT活用工事（擁壁工）、ICT活用工事（舗装工（修繕工））（以下「ICT活用工事」という。）の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえで、「ICT活用工事【受注者希望型】」とすることができる。
- 2 本工事は、国土交通省が提唱するi-constructionに基づき、ICT（情報通信技術）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、3次元起工測量、設計図書の照査及び3次元データの作成、ICT建設機械による施工、3次元データによる出来形管理、3次元データによる検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類の納品など施工プロセスの各段階においてICT施工技術を全面的に活用するICT活用工事を対象とする。
- 3 本工事は、「ICT活用工事（土工）試行要領、ICT活用工事（土工1000m3未満）試行要領、ICT活用工事（小規模土工）試行要領、ICT活用工事（舗装工）試行要領、ICT活用工事（地盤改良工）試行要領、ICT活用工事（作業土工（床掘））試行要領、ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領、ICT活用工事（法面工）試行要領、ICT活用工事（擁壁工）試行要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行要領」（以下「試行要領」という。）を準用し、第4条に規定するICT活用工事（受注者希望型）を適用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。
- 4 ICT活用工事（作業土工（床掘））、ICT活用工事（付帯構造物設置工）、ICT活用工事（法面工）をICT活用工事（土工）又はICT活用工事（土工1000m3未満）の関連施工工種として実施することができることとし、対象工事、対象工種等は、各試行要領に基づくものとする。

ICT活用工事（土工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5027507/>

ICT活用工事（土工1000m3未満）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215788/>

ICT活用工事（小規模土工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215789/>

ICT活用工事（舗装工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5027618/>

ICT活用工事（地盤改良工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035427/>

ICT活用工事（作業土工（床掘））試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5034767/>

ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035450/>

ICT活用工事（法面工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035451/>

ICT活用工事（擁壁工）試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7302935/>

ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/730297/>

（工事完成図書等の電子納品）

- 第14条** 本工事は、工事関係書類等を電子成果物として納品する対象工事であり、**受注者が希望する場合は「徳島市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」**に基づき、受発注者間による事前協議により実施するもの。また、納品に際しては、「電子納品チェックシステム（国土交通省）」によりチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で、電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）を提出しなければならない。
- 2 本工事で提供する発注図面は、C A Dデータ SXF(SFC)形式であり、C A D製図基準（準拠している・準拠していない）。

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

- 第15条** 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、6月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（塗膜くずおよび撤去する上部工について）

- 第16条** 本工事の対象となる常盤橋は低濃度PCBおよび鉛の塗装が塗布されているため、塗膜剝離作業においては十分な安全対策を行い施工を進める必要がある。なお、塗膜くずおよび撤去する上部工の処分は別業務により行う予定であるため、受注者は処分業者と日程調整を行い、円滑な処分が行えるよう協力すること。